

# 道内における在留外国人の分布状況とその特徴について

## 「在留外国人統計」(2012年12月―2020年6月)に基づき

正 木 浩 司

### はじめに

公益社団法人北海道地方自治研究所では2020年度より、「外国人共生研究会」<sup>1)</sup>を設置し、近年、人口減少や労働力不足の問題に対応する国策の影響などにより国内の居住者数の増加が進む在留外国人について、その生活・労働環境の現状を調査し、改善すべき制度運用上の課題や、自治体が果たすべき役割、果たしうる役割などを提言することをめざし、活動を始めている。

研究会の立ち上げにあたって掲げた活動の柱は、①学習会を定期的開催し、研究者・専門家、自治体の関係者、労働組合の関係者などから情報収集を行う、②中長期に在留する外国人の受け入れ実績を豊富に持つ道内自治体などを訪れ、所管課の関係者や外国人住民へのヒアリング、関係施設の視察、関係資料の収集などを行う、③道内自

治体を対象としたアンケート調査を行い、地域の現状や自治体の課題の把握をめざす、の三つとしている。

とはいえ、2020年2月以降、道内でも新型コロナウイルス感染症拡大の状況が続くなか、研究会としての活動は思うように進められていない。当面は、道内市町村対象のアンケートや、現地ヒアリングの実施などを念頭に、可能な範囲で学習会を開催するなどし、道内の在留外国人に関する情報収集に努めることとしている。

本稿は、研究会の活動の一環として、出入国在留管理庁がウェブサイト上に公表している「在留外国人統計」の公表データを分析し、北海道に暮らす在外外国人の分布状況とその特徴を明らかにすることを主な目的としている。

### 1. 日本の在留外国人管理制度の概要

#### (1) 制度の沿革

現行の在留外国人の出入国管理および住民登録のための制度は、「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年10月4日政令第319号、昭和26年11月1日施行)(以下、「入管法」)および「住民基本台帳法」(昭和42年7月25日法律第81号)などに基づき運用されている。現行制度の施行日は2012(平成24)年7月9日である。

前身の旧制度は、「入管法」および「外国人登録法」(昭和27年4月28日法律第125号)に基づき、国の所管庁が出入国審査などを担い、市町村が外国人住民を日本人住民と区別して登録・管理する体制であった。この体制はいわゆる「サンフランシスコ講和条約」の効力発生によって日本が国家主権を回復した1952(昭和27)年4月

に始まり、以降60年ほど続いたことになる。後の制度改正の議論によると、外国人登録制度の運用には、在留資格が失効した後も日本国内に留まる外国人を市町村では住民登録し、法務省のもつ出入国管理情報との間に不整合があることなどに問題があるとされた。

現行の体制は、09年に改正された「入管法」・「住民基本台帳法」などの施行をもって、前述のとおり12年7月9日に始まる。改正の主な狙いとしては、当時の議論を振り返ると、①「不法滞在者」とされた外国人への対応を厳格化することによって治安の回復を図ること、②近い将来に本格化する国内の労働力不足への対策として、外国からの高度人材・労働者の受け入れをより積極化すること、③適法に在留する外国人の生活環境の整備・改善を進めること、の3点があつたと解する。これにより、「外国人登録法」が廃止され、適法に在留する外国人は日本人と同じ住民基本台帳制度の下で管理されるようになったほか、ICチップ搭載の「在留カード」の携行義務化、法務省と市区町村の間での情報連携による在留カード記載情報の継続的な一元管理などの施策が進められた。

現行制度はその後、在留資格の再編・新設など制度の一部の見直し、関連する新法の制定などを経ながら、今日に至っている。

## (2) 現行制度における在留外国人の定義

現行制度における「在留外国人」の定義はやや複雑である。統計のつくりにも影響することであり、法務省が公表している「用語の解説」に基づき、ここで一度確認しておきたい。

### ○ 中長期在留者

「入管法」上の在留資格をもって我が国に中長期に在留する外国人で、具体的には次の①から⑥までのいずれにも当てはまらない者。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された者
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された者
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
- ④ ①から③までに準じるものとして法務省令で定める者（特定活動）の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

### ○ 在留外国人

中長期に在留者及び特別永住者

### ○ 総在留外国人

在留外国人及び「入管法」の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、次の①から④までの

いずれかにあてはまる者

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された者
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された者
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
- ④ ①から③までに準じるものとして法務省令で定める者（特定活動）の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族

## (3) 現行制度下の在留資格の変遷と現状

在留資格は、現行制度の施行当初（12年7月9日）では、「入管法」別表第1の1〜5、同別表第2、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年5月10日法律第71号）（以下、「入管特例法」）により、以下の28資格が設定されていた。

### △ 現行制度施行当初▽

#### ○ 入管法〔27資格〕

別表第1の1〔6資格〕

外交／公用／教授／芸術／宗教／報道  
別表第1の2〔11資格〕

投資・経営／法律・会計業務／医療／研究  
／教育／技術／人文知識・国際業務／企業  
内転勤／興業／技能／技能実習（1号イ／  
1号ロ／2号イ／2号ロ）

別表第1の3〔2資格〕

文化活動／短期滞在

別表第1の4〔3資格〕

留学／研修／家族滞在

別表第1の5〔1資格〕

特定活動

別表第2〔4資格〕

永住者／日本人の配偶者等／永住者の配偶者等／定住者

○ 入管特例法〔1資格〕

特別永住者

その後、在留資格は19年4月までの間に以下の変更や新設を経ている。

○ 変更

15年4月1日より、「技術」と「人文知識・国際業務」を「技術・人文知識・国際業務」に統合。

15年4月1日より、「投資・経営」を「経営・管理」に名称変更し、外国資本との結びつきの要件を廃止。

○ 新設

15年4月1日より、「高度専門職」を新設。活動分野、在留期間により、「高度専門職1号イ」、「高度専門職1号ロ」、「高度専門職1号ハ」、「高度専門職2号」に区分。

17年9月1日より、「介護」を新設。

17年11月1日の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年11月28日法律第89号）の施行により、「技能実習」に、4～5年目の実習を受け入れる「技能実習3号イ」（企業単独型）および「技能実習3号ロ」（監理団体型）の2区分を追加。

19年4月1日より、「特定技能」を新設。従事する産業分野、技能の習熟度（熟練度）などにより、「特定技能1号」と「特定技能2号」に区分。

に区分。

以上の過程を経て、現在（21年5月時点）の在留資格は、現行制度スタート時点に比較して1減3増（高度専門職、特定技能、技能実習はそれぞれ一括してカウント）の以下の30資格となっている（現行制度施行当初と異なる部分に傍線）。

△2021年5月現在▽

○ 入管法〔29資格〕

別表第1の1〔6資格〕

外交／公用／教授／芸術／宗教／報道

別表第1の2〔13資格〕

高度専門職（1号イ／1号ロ／1号ハ／2号）／経営・管理／法律・会計業務／医療／研究／教育／技術・人文知識・国際業務／企業内転勤／介護／興業／技能／特定技能（1号／2号）／技能実習（1号イ／1

号ロ／2号イ／2号ロ／3号イ／3号ロ）

別表第1の3〔2資格〕

文化活動／短期滞在

別表第1の4〔3資格〕

留学／研修／家族滞在

別表第1の5〔1資格〕

特定活動

別表第2〔4資格〕

永住者／日本人の配偶者等／永住者の配偶者等／定住者

○ 入管特例法〔1資格〕

特別永住者

各資格の概要については後掲の資料1（出入国在留管理庁ウェブサイト掲載「在留資格一覧表（令和2年9月現在）」を参照されたい。

なお、法務省や厚生労働省のウェブサイト上などに見られる在留資格の区分方法として、「活動に基づく在留資格」と「身分又は地位に基づく在留資格」という分け方がある。後者には「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」の5資格が該当し、その他は前者になる。

(4) 「在留外国人統計」について

出入国在留管理庁ウェブサイトの掲載の「在留外国人統計」は、現行制度の始まった12年7月以降

の毎年6月末時点と12月末時点の在留外国人に関するデータを掲載するものである。本稿執筆時点（21年5月）では、12年12月時点を中心とし、20年6月時点まで、計16回分を掲載している。

統計の対象は、「在留外国人統計」のタイトルのとおり、「在留外国人」である。すなわち、前節で確認した定義により、中長期在留者と特別永住者に関するデータである。したがって、現行の30資格のうち「外交」、「公用」、「短期滞在」は対象から除外されている。

あわせて、「旧登録外国人統計」として、旧制度（外国人登録制度）期間の末期にあたる、06～11年の計6回の統計も同ページに掲載されている。その上で、05年以前の統計表については、法務図書館や県立図書館などに配布している冊子を参照するよう案内するとどめ、インターネット上への掲載は行っていないとしている。

本稿は、現行制度期間の12年12月以降のデータを中心に分析するが、旧制度期間末期のデータも必要に応じて適宜参照する。

出入国在留管理庁ウェブサイトではこのほか、「特定技能在留外国人数」（19年6月末以降3カ月ごとに公表、20年12月末時点の結果が最新）、「令和2年末現在における在留外国人数について」（21年3月31日、プレスリリース）なども公表しているが、いずれも「在留外国人統計」とは表のつくりや情報の掲載内容が大きく異なっており、これらも可能な範囲で適宜参照するとどめる。

## 2. 全国の在留外国人の状況・特徴

### (1) 人数の推移と都道府県別の分布状況

日本全国の在留外国人の数は、現行制度のスタート以降、漸次増加を続け、19年12月時点で293万3137人に達した。12年12月時点（203万3656人）と比較すると、約90万人（89万9481人）増加したことになる。これがその後、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が初めて反映された20年6月時点では288万5904人と、前回比4万7233人の減少になった。続く20年12月時点では288万7116人とほぼ横ばいとなっている<sup>③</sup>。

これに旧制度末期06～11年の推移をつなげて見ると、08年の221万7426人をピークに減少に転じ、現行制度スタート以降に再度増加に転じた過程が見て取れる。09年以降の減少の原因としては、いわゆるリーマンショックの影響による派遣切りなどの失業の拡大、東日本震災および福島第一原発事故の避難の影響などが推察される。都道府県別の分布状況を見ると、この間一貫して最多は東京都で、12年12月から19年12月の7年間で約39万人から約59万人へと約20万人増加し、国内全体の2割前後の人数が集中している。続いて大阪府と愛知県が約20万～30万人の水準で、それぞれ全体の1割程度を占める。以下、10万人以

上の実績を持つ都道府県としては、神奈川県（全国に占める構成比約8%）、埼玉県（同約6%）、千葉県（同約5～6%）、兵庫県（同約4～5%）、静岡県（同約3～4%）が挙げられる。これら8都府県で全体の3分の2を占めており、首都圏、中部、近畿の大都市圏への在留外国人の集中が見て取れる。

### (2) 国籍の構成比の特徴

世界の様々な国・地域から日本にきている在留外国人のうち、多数を占める国籍は、「在留外国人統計」の「国籍・地域別市区町村別在留外国人」の表の項目などに表れている。これによると、一部変動はあるものの、「中国」、「台湾」<sup>③</sup>、「韓国」<sup>④</sup>、「フィリピン」、「ブラジル」、「ベトナム」、「ペルー」（15年6月調査まで）、「アメリカ」、「ネパール」（15年12月調査から追加）、「インドネシア」（19年6月調査から追加）が挙げられている。

国籍の構成比は、現状では人数最多（293万3137人）になった19年12月時点と言うと、高い順に、「中国」（約81万人）27.4%、「韓国」（約45万人）15.2%、「ベトナム」（約41万人）14.1%、「フィリピン」（約28万人）9.6%、「ブラジル」（約21万人）7.2%、「ネパール」（約10万人）3.3%、「インドネシア」（約7万人）2.3%、「アメリカ」（約6万人）2.0%、「タイ」（約5万人）1.9%となっている。ただし、「中国」は現行制度期

間において、人数は依然増加傾向（12年12月約65万人↓19年12月約81万人）にあるものの、構成比は減少傾向（同約32%↓同約27%）にある。その一方には当然に構成比を拡大している国があり、特に「ベトナム」は同期間において約5万人（12年12月）から約41万人（19年12月）へと約8倍に急拡大している。大州別（アジア、ヨーロッパ、アフリカ、北米、南米、オセアニア）で見ると、一貫してアジアが8割以上を占め、以下、南米が10%前後、ヨーロッパと北米がそれぞれ3%前後、アフリカとオセアニアがそれぞれ0.5%前後の水準である。無国籍は0.02〜0.03%で推移している。

### (3) 在留資格の構成比の推移と特徴

在留資格の構成比は、「活動に基づく在留資格」と「身分又は地位に基づく在留資格」の区分で見ると、12年12月時点では後者が約3分の2（66.7%）を占めていたのが、その後は総数の増加とともに前者の占める割合が増加を続け、その結果、19年12月時点では、後者は人数としては増加しているものの、構成比は52.4%まで縮小し、概ね半々という状況になっている。

後者の中では、「永住者」が一貫して全体の約3割を占めて最多で、数も約62万人から約78万人に増加している。これに次ぐのが「特別永住者」だが、こちらは当初は約38万人で全体の約18%を占めていたのが、その後は数も構成比も減少を続

け、19年12月時点では数は約32万人、構成比は10%程度まで縮小している。

「活動に基づく在留資格」に絞り、各資格の構成比を16回の調査の平均値で見ると、高い順に、「留学」26.8%、「技術」17.3%、「家族滞在」15.7%、「技能実習1号口」10.0%、「技能実習2号口」5.3%、「特定活動」4.4%、「技能」4.0%、「経営・管理」2.0%、「企業内転勤」1.7%、「教育」1.2%となる。これら以外は全て1.0%以下である。「技能実習」は6区分を一括して集計すると24.2%になり、「留学」とともにそれぞれ4分の1を占める。

現行制度下で近年導入された新たな在留資格はいずれも「入管法」別表第1の2に属するものだが、「高度専門職」と「介護」については構成比がともに1%を下回っており、全国的に活用がほとんど進んでいないという印象が持たれる。

### (4) 在留外国人数の上位国における在留資格の構成比の特徴

19年12月時点の統計に基づき、在留外国人数の多さにおいて上位の国籍について、それぞれの在留資格の構成比をみると以下ようになる。

○ 中国 「永住者」が約34%で最も高く、これも含む「身分又は地位に基づく在留資格」が約43%を占める。「活動に基づく在留資格」の中では「留学」、「技術・人文知識・国際業務」、「家族

滞在」、「技能実習」がそれぞれ10%を超える。

○ 韓国 最多は約63%を占める「特別永住者」であり、「永住者」が約16%で次ぐ。「身分又は地位に基づく在留資格」が全体の8割超（約81%）を占める。その一方で、「技能実習」は1件も無い。

○ ベトナム 「技能実習」が最多の約53%を占め、「留学」が約19%で次ぐ。「身分又は地位に基づく在留資格」は6%ほどにとどまる。

○ フィリピン 「永住者」が約47%と最も高く、「定住者」も約19%を占め、「身分又は地位に基づく在留資格」が全体の8割弱（約78%）を占める。「技能実習」は約13%を占める。

○ ネパール 「家族滞在」と「留学」がそれぞれ約30%を占め、「技術・人文知識・国際業務」と「技能」がそれぞれ約13%で次ぐ。「技能実習」は0.4%で、1%を下回る。「身分又は地位に基づく在留資格」は8%弱にとどまる。

○ インドネシア 約53%を占める「技能実習」が最多で、以下、「留学」が約11%、「永住者」が約10%と続く。「身分又は地位に基づく在留資格」は17%を占める。「ベトナム」に似ているが、「永住者」で差が出る。

○ タイ 「永住者」が最多の約37%で、「身分又は地位に基づく在留資格」が全体の約6割を占める。「活動に基づく在留資格」では、「技能実習」が約21%と最も高い。

○ アメリカ 「永住者」が約30%で最も多く、「日本人の配偶者等」も約17%に上る。これら2

資格を含む「身分又は地位に基づく在留資格」が全体の約51%を占める。「活動に基づく在留資格」では、「技術・人文知識・国際業務」が約16%と最多で、「教育」が約10%で続く。

○ ブラジル 「永住者」が約53%、「定住者」が約35%を占め、「身分又は地位に基づく在留資格」が全体の99%を占める。

### 3. 北海道の在留外国人の状況・特徴

#### (1) 人数の推移

図表1のとおり、道内の在留外国人の数は、現行制度のもと、全国状況と歩みを共にして増加傾向にあり、12年12月時点の2万2027人から、17年12月調査での初の3万人超えを経て、19年12月調査では4万2485人となり、7年でほぼ2倍に増加したことになる。

都道府県別の人数の順位を見ると、北海道は現行制度の期間に入ってから順位を2つ上げている。すなわち、12年12月時点では19位だったのが、15年6月時点で滋賀県を、18年12月時点で長野県を上回り、以降は17位で推移している。

#### (2) 全国状況との比較から見える国籍の構成比の特徴

国籍の構成比は全国状況との間に違いがいくつ

<図表1> 北海道の在留外国人の数と全国に占める割合の推移 (2006年～2020年)

測定年月	全国総数	前回調査比増減数	前回調査比増減率(%)	北海道の在留外国人数	総数に占める北海道の割合	前回調査比増減数	前回調査比増減率(%)	都道府県別の順位
2006	2,084,919	-	-	19,719	0.95	-	-	20
2007	2,152,973	68,054	3.26	20,639	0.96	920	4.67	20
2008	2,217,426	64,453	2.99	21,318	0.96	679	3.29	20
2009	2,186,121	-31,305	-1.41	21,866	1.00	548	2.57	20
2010	2,134,151	-51,970	-2.38	22,239	1.04	373	1.71	20
2011	2,078,508	-55,643	-2.61	22,029	1.06	-210	-0.94	19
2012.12	2,033,656	-	-	22,027	1.08	-	-	19
2013.06	2,049,123	15,467	0.76	22,783	1.11	756	3.43	19
2013.12	2,066,445	17,322	0.85	22,629	1.10	-154	-0.68	19
2014.06	2,086,603	20,158	0.98	23,144	1.11	515	2.28	19
2014.12	2,121,831	35,228	1.69	23,534	1.11	390	1.69	19
2015.06	2,172,892	51,061	2.41	24,488	1.13	954	4.05	18
2015.12	2,232,189	59,297	2.73	25,692	1.15	1,204	4.92	18
2016.06	2,307,388	75,199	3.37	26,756	1.16	1,064	4.14	18
2016.12	2,382,822	75,434	3.27	28,869	1.21	2,113	7.90	18
2017.06	2,471,458	88,636	3.72	29,750	1.20	881	3.05	18
2017.12	2,561,848	90,390	3.66	32,408	1.27	2,658	8.93	18
2018.06	2,637,251	75,403	2.94	32,943	1.25	535	1.65	18
2018.12	2,731,093	93,842	3.56	36,899	1.35	3,956	12.01	17
2019.06	2,829,416	98,323	3.60	37,906	1.34	1,007	2.73	17
2019.12	2,933,137	103,721	3.67	42,485	1.45	4,579	12.08	17
2020.06	2,885,904	-47,233	-1.61	40,047	1.39	-2,438	-5.74	17
2020.12	2,887,116	1,212	0.04	38,725	1.34	-1,322	-3.30	17

※ 「登録外国人統計(2006年～2011年)」、「在留外国人統計(2012年12月～2020年6月)」、「令和2年末現在における在留外国人人数について」(出入国在留管理庁、2021年3月31日公表)を基に、2021年5月、正木作成。

かある。  
まず、16回の各統計で得られた大州別(アジア、ヨーロッパ、アフリカ、北米、南米、オセアニア、無国籍)の構成比の平均値を比較すると、「アジア」が8割以上を占める」という点で全国と同様の傾向が見て取れる一方、ヨーロッパ、アフリカ、

北米、特にオセアニアが軒並み全国より高い構成比を占め、南米だけが圧倒的に低い構成比になっている。全国では1%に満たないオセアニアが北海道では3%を超え、全国では10%を占める南米が北海道では1%に満たない。

国籍の構成比は、人数最多（4万2485人）の19年12月時点で言うところ、「中国」が25.0%で最多、以下、「ベトナム」22.0%、「韓国」10.7%、「フィリピン」5.4%、「台湾」4.2%、「アメリカ」3.2%、「オーストラリア」2.8%、「イギリス」2.3%、「インドネシア」2.2%、「ネパール」2.0%、「ミャンマー」1.9%、「タイ」1.8%となる。

このうち特筆しうるのは「ベトナム」で、12年12月では260人だったのが、19年12月には1896人と7倍超に増えている。しかも、20年6月時点では在留外国人の総数は、全国的にも全道的にも前回よりも減少したが、道内の「ベトナム」はさらに大幅に増加しており、1896人から9863人と5倍超となっている。12年12月と20年6月を単純に比較すると、約38倍になる。20年6月時点の道内の在留外国人の国籍は、最多は相変わらず「中国」（1万1211人）で構成比25.3%だが、第2位の「ベトナム」が24.6%とほぼ同水準となっている。

全国状況と比較したときに指摘しうる北海道の特徴としては以下の点が挙げられる。

○ 全国では第2位の「韓国」よりも「ベトナム」の方が多く、20年以降のコロナ禍のもとでも

大幅に増加し、その数も第1位の「中国」に迫る水準にある。

○ 「オーストラリア」が第7位、「イギリス」が第8位に位置し、「インドネシア」、「ネパール」、「タイ」よりも高い。全国状況に比して、オセアニアとヨーロッパの構成比が高く出る背景の一つである。両国は、全国の在留資格の構成比上、「永住者」と「技術・人文知識・国際業務」が高く出る一方、「技能実習」は0件であることで共通する。違いとしては、オーストラリアの「特定活動」の構成比がイギリスよりも10%ほど高いことが挙げられる。

○ 「ミャンマー」が第11位に位置し、「タイ」よりも高い。道内の「ミャンマー」国籍の在留外国人がどの在留資格を持つかは統計からは不明だが、全国的には「技能実習」が4割を占めて最も高い。

○ 全国では第5位に位置する「ブラジル」は、わずか0.4%にとどまる。全国的には「ブラジル」国籍の在留外国人は「永住者」と「定住者」が大多数を占めるが、北海道にはほとんど居住していないことが見て取れる。

### (3) 全国状況との比較から見える在留資格の構成比の特徴

在留資格の構成比について、まず「活動に基づく在留資格」と「身分又は地位に基づく在留資格」の区分で見ると、北海道における後者は、「人

数は増加傾向にありながら、構成比は減少傾向にある」という点では全国と共通するが、構成比が大きく異なっている。北海道で後者は、12年12月の約44%から19年12月では約36%まで減少している。元々北海道における後者の構成比は全国状況に比べて低かったが、これが年を経るにつれてさらに低下し、19年12月の段階では全体の3分の1近くにまで縮小している。逆に言えば、「活動に基づく在留資格」が3分の2近くを占めるに至っている。

このうち、「永住者」について、これが「身分又は地位に基づく在留資格」のうち最多という点では全国状況と共通であり、その数も増加傾向にあるが、にもかかわらず、構成比は縮小している。すなわち、12年12月の段階では約4300人で、在留外国人全体の約2割を占めていたのが、19年12月では14%を下回った。これに次ぐ「特別永住者」は、同期間において約3600人から約3000人に減少し、16%を超えていた構成比は7%まで縮小した。

一方、北海道における「活動に基づく在留資格」の各資格の構成比（16回の調査の平均値、「身分又は地位に基づく在留資格」の件数を分母から除外）を見ると（図表2）、高い順に、「技能実習2号口」21.2%、「留学」20.0%、「技能実習1号口」18.1%、「技術」9.8%、「家族滞在」9.6%、「特定活動」6.8%、「技能」4.9%、「教育」2.3%、「技能実習3号口」1.7%と

<図表2> 「活動に基づく在留資格」の構成比  
(2012年12月～2020年6月の平均値)  
の全国および北海道の上位10資格

単位: %

	全国	北海道
1 留学	26.76	技能実習2号口 21.20
2 技術	17.34	留学 20.02
3 家族滞在	15.65	技能実習1号口 18.06
4 技能実習1号口	9.99	技術 9.83
5 技能実習2号口	5.30	家族滞在 9.63
6 特定活動	4.38	特定活動 6.81
7 技能	3.95	技能 4.91
8 経営・管理	2.03	教育 2.35
9 企業内転勤	1.73	技能実習3号口 1.70
10 教育	1.17	経営・管理 1.36

※「在留外国人統計(2012年6月～2020年6月)」を基に、2021年5月、正木作成。

なる。「技能実習」の6区分を一括して集計すると40・2%になり、「留学」の2倍の規模になる。全国状況では「活動に基づく在留資格」のうち4分の1程度にとどまる「技能実習」の構成比が4割を占めることは、北海道の主たる特徴の一つである。その原因としては、「技能実習」が半数以上を占める「ベトナム」の在留外国人数が、同資格0件の「韓国」を上回っていることなどが推測される。

また、19年4月導入の「特定技能」(1号/2号)について、2号の実績は国内全域で今のところ1件も無く、1号のみの受け入れが進められている。北海道の場合、19年12月時点の84人を皮切りに、続く20年6月調査では287人と3倍以上に増加

したが、新型コロナ問題の影響か、20年9月末調査では18人、20年12月末調査では610人と、乱高下している。この610人の産業分野別の内訳については、「農業分野」が242人で最多となり、以下、「飲食料品製造業分野」219人、「建設分野」51人、「漁業分野」36人、「介護分野」28人、「外食業分野」19人などと記されている。<sup>5)</sup>

このほか、在留資格のうち「報道」および「法律・会計業務」については、少なくとも12年12月以降、北海道では一貫して実績が無い。このことも北海道の特徴の一つとして指摘できる。

#### (4) 道内市町村の在留外国人の状況・特徴

「在留外国人統計」上、市町村別の在留外国人に関する情報は、例えば国籍が全てはわからないなど、都道府県別のそれに比べて限られている。これを踏まえ、各市町村の在留外国人の総数の推移を確認した上で、人数の多い市町村、住民基本台帳人口に占める在留外国人の割合、在留資格の件数などを算出した。

#### ア 市町村別の総数の推移とその特徴

道内の在留外国人数の推移について、北海道全体では全国状況と歩みを共にして増加傾向にあることは前節で確認したが、市町村ごとに見ると、概ね以下の3パターンに分けられることが見て取れた(後掲の資料2参照。すなわち、①一定のペー

スで漸増、②ほとんど変化なし、③6月調査(夏期)と12月調査(冬期)で減少と増加を交互に反復、の3つである。

市町村別の数の構成比を見ると、圧倒的多数は札幌市に集中し、一貫して増加が続いている。その数は12年12月で約9600人だったのが、14年12月での初の1万人超えを経て、19年12月では約1万5千人と、約1・5倍に拡大した。道内における札幌市の構成比は右記の期間で43%から36%に縮小しているが、全道の在留外国人の約3分の1は札幌市に集中しており、これは例えば15年国勢調査における市町村別人口の道内構成比とほぼ同じ比率である。<sup>6)</sup>

なお、指定都市である札幌市は10行政区別の数も公表されている。19年12月で言えば、同市の総数(1万5265人)のうち、最多の区は北区(3587人)であり、以下、中央区(2989人)、東区(2007人)、豊平区(1722人)、白石区(1265人)などと続く。

札幌市の構成比が縮小したのは、言うまでもなく他の市町村で対応に拡大したところがあったからである。同じく12年12月時点と19年12月時点と比較すると、倶知安町の2倍以上の拡大(2・5%↓6・0%)を筆頭に、ニセコ町(0・6%↓1・6%)、占冠村(0・3%↓1・3%)、石狩市(0・6%↓1・1%)などで構成比の拡大が見られる。道内市町村のうち、12年12月と19年12月の各統計に基づき、在留外国人数の上位10団体を抽出す

<図表3> 道内市町村における在留外国人数の上位10団体  
(2012年12月と2019年12月の比較)

順位	2012.12			2019.12			2019.12 (町村のみ)		
	市町村名	数	道内構成比	市町村名	数	道内構成比	市町村名	数	道内構成比
1	札幌市	9,562	43.41	札幌市	15,265	35.93	倶知安町	2,608	6.14
2	函館市	771	3.50	倶知安町	2,608	6.14	ニセコ町	668	1.57
3	旭川市	718	3.26	旭川市	1,264	2.98	占冠村	547	1.29
4	倶知安町	551	2.50	函館市	1,200	2.82	東川町	389	0.92
5	釧路市	500	2.27	釧路市	1,048	2.47	留寿都村	307	0.72
6	帯広市	482	2.19	帯広市	855	2.01	佐呂間町	232	0.55
7	苫小牧市	470	2.13	千歳市	813	1.91	雄武町	212	0.50
8	小樽市	450	2.04	苫小牧市	738	1.74	新得町	198	0.47
9	千歳市	399	1.81	江別市	705	1.66	赤井川村	189	0.44
10	江別市	390	1.77	小樽市	694	1.63	猿払村	155	0.36
	全道計	22,027	-	全道計	42,485	-	全道計	42,485	-

※「在留外国人統計(2012年12月、2019年12月)」に基づき、2021年5月、正木作成。

ると、**図表3**のようになる。  
一方、在留外国人数「0人」は、12年12月から16年6月まででは4団体(神恵内村、北竜町、沼田町、初山別村)で観測され、しばらく無くなった後、20年6月に1団体(利尻町)で観測されている。

<図表4> 道内市町村における在留外国人の住基人口比率の上位10団体 (2012年12月と2019年12月の比較)

順位	2012.12				2019.12			
	市町村名	住基人口 (13,033)	在留外国人 数	在留外国人 の住基人口 比率(%)	市町村名	住基人口 (20,010)	在留外国人 数	在留外国人 の住基人口 比率(%)
1	占冠村	1,198	60	5.01	占冠村	1,613	547	33.91
2	倶知安町	15,638	551	3.52	倶知安町	16,892	2,608	15.44
3	雄武町	4,847	145	2.99	赤井川村	1,273	189	14.85
4	猿払村	2,820	80	2.84	留寿都村	2,070	307	14.83
5	ニセコ町	4,820	124	2.57	ニセコ町	5,403	668	12.36
6	佐呂間町	5,802	136	2.34	猿払村	2,766	155	5.60
7	浜頓別町	4,000	70	1.75	雄武町	4,389	212	4.83
8	興部町	4,184	67	1.60	東川町	8,380	389	4.64
9	寿都町	3,376	52	1.54	佐呂間町	5,111	232	4.54
10	喜茂別町	2,382	32	1.34	喜茂別町	2,201	80	3.63
	全道計	5,465,451	22,027	0.40	全道計	5,267,762	42,485	0.81

※「在留外国人統計」と「住民基本台帳人口・世帯数、人口動態(市区町村別)」を基に、2021年5月、正木作成。

**イ 各市町村人口に占める在留外国人の割合**  
市町村ごとの住民基本台帳人口(以下、住基人口)に占める在留外国人の割合を、12年12月と19年12月について管見の限り直近の住基人口を分母に算出した(**図表4**)。  
まず12年12月では、高い順に、占冠村の5.0%が最大で、以下、倶知安町3.5%、雄武町3.0%、猿払村2.8%、ニセコ町2.6%、佐呂

間町2.3%などと続き、その他1%台が14団体、残りは全て1%以下という結果であった。2%超はこの段階ではわずか6団体にとどまっていた。これが19年12月になると様相が一変し、占冠村が33.9%と最大で、以下、倶知安町15.4%、赤井川村14.9%、留寿都村14.8%、ニセコ町12.4%と、5町村で10%を超える。統計からは勤務先・実習先まではわからないが、これらの町村はいずれも、自らの域内もしくは近隣に民間の大規模なりゾート施設が立地している自治体である。一部ではすでに外国資本の進出や買取なども進んでいる。占冠村は、単純にこの数値だけ而言えば、村人口の3分の1が在留外国人ということになる。

続いて、3~5%台の自治体として、猿払村(5.6%)、雄武町(4.8%)、東川町(4.6%)、佐呂間町(4.5%)、喜茂別町(3.6%)、壮瞥町(3.5%)、新得町(3.2%)の7団体があり、各自自治体の位置や基幹産業などと考え合わせると、前出の10%超の5団体と同じくリゾート施設への勤務か、もしくは農業・酪農業、水産加工業などへの従事・実習などが推察される。12年12月では3%超はわずか2団体に過ぎなかったが、この段階では12団体まで増えている。その他、2%台も17団体、1%台も38団体まで増えた。

**ウ 在留資格の分布から見えること**  
市町村別の在留資格の内訳については、19年12

月時点の統計から公表されるようになったばかりであり、データの蓄積がわずかである。ここでは、19年12月時点の統計に基づき、在留外国人数の上位10市町村の状況と、住基台帳人口に占める在留外国人の比率が高い12町村の状況を見ておきたい。

在留外国人数の上位10市町（9市1町）では、9市で「留学」、「技能実習1号口」、「技能実習2号口」、「永住者」、「特別永住者」、「技術・人文知識・国際業務」の件数が多く出た。札幌市を除く8市では概ね「技能実習」と「永住者」が最も多く、札幌市は、「技能実習」も相当数（「2号口」862件、「1号口」804件など）あるものの、「留学」が3432件とこれを大きく上回り、「永住者」（3095件）も上回って最も多くなった。

在留外国人数の上位10自治体のうち、唯一の町村である倶知安町は9市とは構成比が全く異なっており、約57%を占める「特定活動」が最多、次いで「技術・人文知識・国際業務」が約17%、「技能」が約14%を占めた。また、「技能実習」は6区分とも1件も無い。

住基台帳人口に占める在留外国人の比率が高い12町村では、概ね以下の2つのタイプに分かれた（図表5）。

一つはいわば「リゾート型」で、占冠村、倶知安町、赤井川村、留寿都村、ニセコ町、喜茂別町、壮瞥町、新得町がこれに該当する。このタイプでは、「特定活動」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」、「企業内転勤」が高い構成比を占める一方、「技

<図表5> 住基人口に占める在留外国人の割合が高い道内市町村（上位10団体）にみる在留資格の件数の傾向（2019年12月時点）

町村名	在留外国人 数	住基人口に 占める在留 外国人の割 合(%)	在留資格の件数の上位									
			1	2	3	4	5					
1 占冠村	547	33.91	特定活動	291	技能	96	技術・人文知識・国際業務	73	企業内転勤	61	家族滞在	18
2 倶知安町	2,608	15.44	特定活動	1,479	技術・人文知識・国際業務	441	技能	378	永住者	93	家族滞在	66
3 赤井川村	189	14.85	特定活動	94	技術・人文知識・国際業務	58	技能	21	—	—	—	—
4 留寿都村	307	14.83	特定活動	154	技術・人文知識・国際業務	79	技能実習1口	25	技能実習2口	18	—	—
5 ニセコ町	668	12.36	特定活動	260	技術・人文知識・国際業務	184	技能	52	永住者	49	日本人の配偶者等	39
6 猿払村	155	5.60	技能実習2口	71	技能実習1口	44	技能実習3口	27	—	—	—	—
7 雄武町	212	4.83	技能実習2口	87	技能実習1口	73	技能実習3口	25	—	—	—	—
8 東川町	389	4.64	留学	257	技能実習2口	36	技術・人文知識・国際業務	26	技能実習1口	23	家族滞在	12
9 佐呂間町	232	4.54	技能実習2口	104	技能実習1口	68	技能実習3口	38	—	—	—	—
10 喜茂別町	80	3.63	技術・人文知識・国際業務	40	特定活動	18	—	—	—	—	—	—

※ 「在留外国人統計(2019年12月末)」と「【総計】令和2年住民基本台帳人口・世帯数、令和元年人口動態(市区町村別)」（2020年1月1日現在）を基に、2021年5月、正木作成。在留資格の件数の上位では、件数が1桁以下の資格は上位に入っても記載していない。

「技能実習」は皆無か、あってもわずかな件数にとどまるという特徴がある。また、前に5-(4)アで指摘した「6月調査(夏期)」と12月調査(冬期)で減少と増加を交互に反復するパターンに符合するところが多く、冬期に増加する傾向がある。

もう一つはいわば「技能実習型」で、12自治体の中では猿払村、雄武町、佐呂間町が該当する。このタイプは在留資格の実績件数のほとんど全てが「技能実習」で占められているという特徴がある。19年4月創設の「特定技能3号」(特に口)による4〜5年目の実習生の受け入れも、すでに一定程度進んでいる。

なお、右記の2タイプのいずれにも属さないのが東川町で、「留学」が3分の2を占めて最多である。同町は町立日本語学校の設立・運営で知られ、そのことが「留学」による在留の件数の多さに反映しているとみられる。

#### 4. 今後の取り組みへの展望

以上、2012年12月を初回とする「在留外国人統計」から、北海道の在留外国人の分布状況についていくつかの特徴を明らかにしてきた。ここであらためて北海道の特徴を整理すると、以下のように要約できる。

○ 日本国内の在留外国人の数は、19年12月調査をピークに、現行制度施行から7年で約90万人増加し、約293万人に達した。その中で北海道も全道レベルでは漸増を続け、約2万2千人から約4万2千人へと倍増してきているが、市町村レベルで見ると、概ね、①漸増、②変化なし、③夏期と冬期で交互に増減の反復、の3パターンに分かれる。

○ 北海道の在留外国人の国籍は、全国で最多人数の「中国」をはじめ、第2位の「韓国」、第3位の「ベトナム」、第4位の「フィリピン」などを擁するアジアが8割以上を占める点で全国状況と共通する。ただし、北海道では全国に比べ、相対的に「ベトナム」、「ミャンマー」、「オーストラリア」、「イギリス」が多い半面、「ブラジル」が圧倒的に少ない。

○ 在留資格上、全国的には「永住者」等の「身分又は地位に基づく在留資格」の構成比が当初は全体の3分の2を占めたのが、この7〜8年でその構成比が全体の半分程度まで縮小し、その分

「活動に基づく在留資格」の比率が大きく拡大し、今や概ね半々になっている。北海道は元々「身分又は地位に基づく在留資格」の構成比は全国ほど高くなく、それがこの間にさらに縮小し、「活動に基づく在留資格」が全体の3分の2を占めるに至っている。

○ 「活動に基づく在留資格」に絞ってその構成比を見ると、全国で25%程度の「技能実習」が、北海道だけでは40%超に拡大する。「技能実習」が多い「ベトナム」や「ミャンマー」の国籍の在留外国人の構成比が全国状況よりも高いことが影響しているとみられる。

○ 道内の市町村別の分布状況では、札幌市に全体の3分の1（約36%）が集中し、人数の多さでは上位は軒並み市が占めるが、19年12月時点では札幌市に次いで第2位に倶知安町が入っている。上位の市では、在留資格上、「技術・人文知識・国際業務」、「留学」、「技能実習」、「永住者」、「特別永住者」などの構成比が高い。

○ 住基人口に占める在留外国人の割合を道内市町村別に算出すると、在留外国人の受け入れが進む市町村が増加していることがわかる。19年12月時点では、最多の占冠村で33・9%に達したほか、5町村で10%を超えるに至っている。

○ 住基人口に占める在留外国人の割合の高い町村は、民間の大規模リゾート施設が域内・近隣に立地するところと、農業や水産加工業などが盛んなところに分かれ、在留資格の構成比にそれぞれ

の特徴が出る。前者は「特定活動」、「技術」、「企業内転勤」、「技術・人文知識・国際業務」などが高く、「技能実習」がほぼ皆無である。後者は「技能実習」が最多で、半数以上を占める。

統計から読み取れることにはもとより限界があり、当研究会の目的である、在留外国人の抱える生活・労働環境の実態や課題、あるいは地域・自治体の現状や課題などをさらに深く掘り下げていくためには、別な手段でのアプローチ、すなわち、市町村へのアンケートや現地調査、関係者ヒアリングなどが必要である。

当研究会ではすでに、当研究所が主催した「2019自治講座 外国人住民の増加と自治体の課題」（19年11月開催）と、当研究会主催の第1回学習会（20年6月開催）で得られた情報の蓄積がある。

前者では、道内市町村（紋別市、占冠村）の関係者、外国人支援団体の関係者、この分野の研究者を講師・パネリストに招き、主に支援者側の視点で、地域の在留外国人の現状や生活課題、自治体行政の課題、支援の取り組みなどについて情報をいただいた。

後者では、地域ユニオンの関係者を講師に招き、この数年間に道内で実際に起きた技能実習生の不当解雇や強制退去の事件で支援に関わった経験をもとに、技能実習制度の問題点や、実習生の受け入れのあり方などについて問題提起をいただいた。

これらに限らず、在留外国人に関する報道はニュース番組や新聞などでも日常的に様々な内容のものが流されているところであり、耳当たりの良い情報もあるが、そうではない情報の方が圧倒的に多いという印象である。これらの情報と本稿の分析結果との突き合わせは今後の作業になる。

当研究会では今後、在留外国人の国籍や在留資格などの分布において市町村の類型を見極め、特徴的な市町村を絞り込み、さらなる情報収集を進めていく所存である。あわせて、可能であれば、在留外国人本人たちからも悩みや苦勞などについて直に声を聞ければと考えている。関係者の皆様からのご協力を得られることを期待する次第である。

#### 【注】

(1) 2020年4月発足。主査は吉田徹（同志社大学教授／当研究所理事）、事務局は筆者が担当している。

(2) 出入国在留管理庁「令和2年末現在における在留外国人数について」（21年3月31日、プレスリリース）による。

(3) 「在留外国人統計（ホームページ版）」の「利用上の注意」によると、「中国」と「台湾」は旧制度下では一括してカウントしていたが、現行制度に入った12年12月の統計から区別してカウントするようになったとされている。

(4) 同「利用上の注意」によると、「韓国」は、15

年6月の統計まで「韓国・朝鮮」としてカウントしていたが、15年12月以降は「韓国」と「朝鮮」を区別してカウントするようになった。

なお、「朝鮮」とは、「朝鮮半島出身者及びその子孫等で、韓国籍を始めていない者の国籍があることが確認されていない者」の在留カード等の国籍・地域欄に表記されるもので、国籍を示すものとして用いていないと説明されている。

(5) 本段落については、出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数（19年12月末現在）」を参照した。

(6) 平成27年国勢調査の人口等基本集計結果によると、北海道の人口は538万1733人、札幌市の人口は195万2356人で、全道人口に占める札幌市人口の割合は36.3%である。

(7) 2019自治講座と第1回学習会の内容については、記録を作成し、すでに本誌20年1月号、同7月号にそれぞれ掲載済みである。

#### 【参考文献・資料】

- ・ 遠藤正敬『戸籍と国籍の近現代史 民族・血統・日本人』明石書店、二〇一三年九月
- ・ 黒木忠正『改訂はじめての入管法 新しい外国人住民制度』日本加除出版株式会社、二〇一二年八月
- ・ 佐藤文明『プロブレムQ&A 戸籍って何だ「増補改訂版」』緑風出版、二〇一〇年四月
- ・ 鈴木一「不当解雇事件から見える道内の外国人技能実習制度の現状と労働組合の課題」（『北海道自治研究』第六一八号二〜八頁所収 公益社団法人北海道

道地方自治研究所、二〇二〇年七月

・ 正木浩司「検討経過から見る「新たな在留管理制度」の特徴について」（『北海道自治研究』第五二二号二〜三二頁所収）公益社団法人北海道地方自治研究所、二〇一二年七月

・ 宮入隆ほか「2019自治講座 外国人住民の増加と自治体の課題」（『北海道自治研究』第六一二号二〜二〇頁所収）公益社団法人北海道地方自治研究所、二〇二〇年一月

#### 【参照ウェブ】

- ・ 出入国在留管理庁  
<http://www.moj.go.jp/isa/index.html>
- ・ 総務省▽外国人住民に係る住民基本台帳制度  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi-kyousei/c-kyousei/zairyu/](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi-kyousei/c-kyousei/zairyu/)
- ・ 総務省▽住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi-kyousei/daiyo/jinkou\\_jinkoudoutai\\_setaisuu.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi-kyousei/daiyo/jinkou_jinkoudoutai_setaisuu.html)

・ 北海道庁▽平成二七年国勢調査結果統計表

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tuk/001ppc/15pw\\_table1.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tuk/001ppc/15pw_table1.htm)

へまぎまぎ こっじ・公益社団法人北海道地方自治研究所研究員▽

在留資格	本邦において行うことができる活動		該当例	在留期間
特定技能	1号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	1年、6月又は4月
	2号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年、1年又は6月
技能実習	1号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動		
	2号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
	3号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（この表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。）		日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動		観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間
留 学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動		大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
研 修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（この表の技能実習1号、留学の項に掲げる活動を除く。）		研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	この表の教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、文化活動、留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動		在留外国人が扶養する配偶者・子	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動		外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永 住 者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定 住 者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

※ 出入国在留管理庁ウェブサイトより引用。最終閲覧は2021年5月19日。以上のほかに、「入管特例法」に基づく「特別永住者」がある。

<資料1> 在留資格一覧表（令和2年9月現在）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動	ポイント制による高度人材	5年
	2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行うこの表の教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動（2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）		無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなれば法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月

＜資料２＞ 「在留外国人統計」に基づく道内市町村別の在留外国人数の推移 (2012年12月～2020年6月)

市部	2012.12	2013.6	2013.12	2014.6	2014.12	2015.6	2015.12	2016.6	2016.12	2017.6	2017.12	2018.6	2018.12	2019.6	2019.12	2020.6
札幌市	9,562	9,600	9,734	9,709	10,024	10,076	10,655	10,980	11,600	11,902	12,629	13,053	13,821	14,425	15,265	14,613
中央区	1,958	2,042	2,079	2,104	2,086	2,154	2,284	2,345	2,411	2,391	2,573	2,581	2,751	2,854	2,989	2,784
北区	2,283	2,237	2,293	2,249	2,439	2,411	2,599	2,690	2,818	2,918	3,126	3,202	3,379	3,396	3,587	3,300
南区	1,186	1,225	1,280	1,270	1,306	1,326	1,390	1,440	1,488	1,582	1,642	1,735	1,741	1,856	2,007	1,923
白石区	680	676	678	679	699	701	733	795	843	867	919	962	1,084	1,173	1,265	1,316
豊平区	1,201	1,179	1,163	1,173	1,215	1,232	1,311	1,273	1,357	1,354	1,475	1,495	1,571	1,655	1,722	1,611
南区	482	471	479	461	501	477	505	546	574	598	586	583	591	647	715	685
西区	587	579	579	566	598	611	635	664	722	787	812	907	1,000	1,040	1,060	1,073
厚別区	477	463	472	469	457	467	483	504	601	599	624	646	672	700	757	760
手稲区	285	278	276	286	290	283	309	304	339	351	387	430	481	528	559	521
清田区	443	450	435	432	433	447	406	419	447	455	485	512	551	576	604	630
西宮市	771	793	777	817	808	856	871	890	940	888	964	943	1,071	1,068	1,200	1,175
小樽市	450	450	457	453	479	470	493	507	564	576	599	571	633	660	694	710
旭川市	718	709	725	682	723	792	818	795	842	900	953	1,004	1,073	1,222	1,264	1,249
室蘭市	301	293	292	287	303	314	327	350	384	356	364	380	396	435	454	441
釧路市	500	465	421	428	477	483	547	562	637	654	768	769	872	872	1,048	975
帯広市	482	477	509	499	503	533	550	571	589	630	690	734	782	825	855	884
北見市	325	352	340	346	341	340	340	356	366	387	400	421	466	486	468	461
夕張市	32	98	32	81	37	95	40	103	30	99	52	97	45	131	52	108
網走市	142	136	133	133	125	124	121	124	135	148	145	168	172	200	221	218
越前市	171	167	167	193	185	187	185	205	203	215	217	252	259	309	333	327
留萌市	102	95	92	74	91	85	76	108	104	128	133	103	134	114	148	153
苫小牧市	470	454	458	458	440	491	489	533	539	547	539	542	613	656	738	834
稚内市	340	354	333	356	331	350	320	333	331	355	373	372	365	437	434	444
美瑛市	42	44	43	48	51	50	51	53	51	51	55	52	53	60	62	63
芦別市	59	57	58	52	43	50	35	39	42	30	34	29	26	25	36	35
江利市	390	381	395	394	412	433	433	433	448	508	543	608	618	661	705	719
赤平市	58	53	55	46	51	50	56	57	60	51	56	57	65	54	68	78
紋別市	258	314	269	336	294	338	314	349	305	367	342	373	336	465	426	463
士別市	42	49	38	49	40	50	53	69	64	73	84	82	75	86	83	82
名寄市	64	145	66	151	68	133	81	125	68	129	72	121	71	121	79	77
三笠市	12	11	12	13	14	14	17	19	20	20	18	18	21	19	19	16
根室市	271	251	266	260	257	287	279	305	289	315	285	281	291	307	321	326
千歳市	399	426	416	411	428	470	494	538	535	557	583	636	708	757	813	809
滝川市	75	83	85	96	88	92	73	79	78	87	87	95	112	103	122	125
砂川市	23	31	34	35	33	25	23	21	23	22	24	25	31	33	33	34
歌志内市	13	13	13	13	10	5	4	4	5	5	4	4	4	6	6	6
深川市	73	62	56	54	53	62	65	70	71	79	80	89	90	110	110	123
富良野市	82	109	109	142	151	149	151	196	197	228	212	233	253	289	331	272
登別市	97	96	93	105	117	120	125	133	145	161	170	186	223	227	246	205
伊達市	251	256	244	225	229	242	242	252	266	294	336	376	426	430	500	481
虻田市	92	96	114	92	102	111	112	108	102	119	169	198	211	219	229	228
北広島市	149	149	153	160	148	154	154	170	184	204	225	243	311	340	377	384
石狩市	137	150	159	136	151	197	275	328	319	344	341	359	406	436	473	483

	2012.12	2013.6	2013.12	2014.6	2014.12	2015.6	2015.12	2016.6	2016.12	2017.6	2017.12	2018.6	2018.12	2019.6	2019.12	2020.6	
石狩	北斗市	83	72	90	81	105	100	120	140	157	183	208	221	262	254	316	
	当别町	36	37	35	37	39	45	47	51	66	82	93	98	130	133	134	
	新篠津村	7	9	8	7	4	3	2	2	2	4	2	7	11	7	8	
	松前町	15	18	25	26	24	28	29	35	33	41	36	35	43	45	46	
	福島町	28	29	36	36	27	39	36	34	38	37	32	39	42	38	36	
	知内町	1	1	1	2	2	3	4	6	10	10	29	61	53	61	66	
	大木内町	16	16	23	23	23	23	24	27	31	32	28	26	26	23	23	
	七飯町	23	35	24	35	22	35	23	30	83	93	113	108	105	114	114	
	鹿部町	40	36	41	36	58	43	61	56	72	75	85	81	96	98	114	
	森町	180	226	188	217	227	213	224	220	223	226	224	228	250	282	310	338
檜山	長万部町	68	69	47	71	59	80	63	88	69	108	86	128	146	152	198	
	八雲町	81	97	64	92	83	100	91	143	141	193	184	214	245	273	278	
	上ノ国町	12	12	9	8	7	9	10	14	14	19	19	24	27	23	19	
	上ノ国町	20	21	19	16	10	18	19	24	21	19	16	24	27	27	40	
	厚沢部町	12	18	9	16	8	18	8	18	19	17	19	30	23	33	32	
	乙部町	2	2	2	1	1	1	1	4	4	6	10	10	9	18	16	
	世古町	23	27	26	30	26	32	29	34	29	32	28	33	32	39	41	
	奥尻町	7	8	8	7	7	7	6	6	6	6	6	5	6	5	5	
	今金町	5	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	2	3	3	3	
	鳥牧村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
後志	美敷町	52	49	52	48	38	47	36	38	43	44	58	49	54	57	55	
	黒松内町	5	4	4	4	4	4	4	4	5	4	5	9	15	15	14	
	蘭越町	13	14	11	16	15	16	18	19	23	26	22	27	34	48	60	
	二子二町	124	104	166	120	204	132	303	196	382	233	455	286	545	294	668	
	真狩村	2	3	4	8	8	12	8	8	9	12	24	27	27	36	36	
	留寿都村	22	25	30	40	32	44	130	74	160	100	214	124	269	161	166	
	喜茂別町	32	14	32	18	40	20	18	21	19	15	18	32	29	40	80	
	高煙町	10	10	11	10	10	9	10	22	27	29	31	41	57	52	58	
	倶知安町	551	347	724	404	854	485	1,180	612	1,635	755	1,667	871	2,097	979	2,608	1,430
	共和町	11	10	12	12	13	13	9	10	11	9	12	13	15	16	19	
空知	岩内町	33	30	33	31	34	31	32	34	35	40	45	40	50	53	63	
	泊村	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	9	4	
	神恵内村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	2	2	2	
	種丹町	3	3	2	2	2	2	2	3	2	5	5	6	6	3	3	
	古平町	24	19	25	33	34	40	33	47	39	52	49	42	44	51	54	
	仁木町	26	157	24	160	19	161	22	64	21	175	40	172	31	178	17	
	余市町	115	145	102	140	100	117	114	140	116	146	137	161	157	173	157	
	赤井川村	14	13	11	12	28	21	26	21	108	32	154	66	151	80	189	
	南幌町	35	36	41	39	42	35	40	41	39	39	43	43	55	50	63	
	奈井江町	9	10	11	11	9	10	10	10	10	11	15	23	28	30	30	
渡島	上砂川町	12	11	11	11	9	9	9	6	6	10	11	10	16	12	16	
	由仁町	15	16	12	12	11	11	12	12	12	12	12	14	19	19	22	
	長沼町	12	9	11	15	13	11	12	20	19	22	21	23	27	30	33	
	栗山町	90	82	83	80	69	60	63	68	77	70	81	80	68	56	72	
	月形町	4	6	6	5	4	4	4	4	6	6	6	3	3	3	3	
	浦臼町	4	4	3	3	3	4	4	4	2	3	3	3	3	2	2	
	新十津川町	6	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	15	20	24	

	妹背牛町	2012.12	2013.6	2013.12	2014.6	2014.12	2015.6	2015.12	2016.6	2016.12	2017.6	2017.12	2018.6	2018.12	2019.6	2019.12	2020.6
	秩父別町	1	1	1	1	1	7	7	13	13	24	24	21	38	34	44	40
	雨竜町	2	2	2	2	1	6	6	11	8	14	12	10	8	9	6	9
	北竜町	0	3	2	1	4	2	2	2	2	2	2	2	2	5	5	5
	沼田町	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	4	4	4	6	8	6
	鷹栖町	5	6	6	6	5	5	4	4	4	4	2	3	2	3	3	2
	東神楽町	16	18	15	14	16	16	15	21	25	28	35	36	49	46	43	40
	当麻町	3	3	6	5	7	7	7	8	8	8	8	8	12	14	10	11
	比布町	6	3	2	2	2	2	2	2	2	6	7	6	5	3	4	3
	愛別町	34	67	26	54	30	35	30	81	38	83	35	75	36	36	39	39
	上川町	23	31	21	39	35	41	30	45	46	47	51	46	63	68	82	72
	東川町	46	56	52	62	118	130	194	185	257	292	334	328	382	372	389	301
	美瑛町	29	35	27	34	33	41	42	52	52	57	64	62	78	77	88	95
	上富良野町	26	32	28	40	26	36	27	59	36	55	42	67	47	89	67	60
	中富良野町	10	14	16	14	11	15	16	19	18	40	40	44	46	49	41	40
	南富良野町	5	7	7	9	9	9	8	13	11	15	14	17	15	21	14	16
	古冠村	60	54	66	59	85	91	128	112	136	117	338	295	455	371	547	295
	和寒町	10	10	9	8	9	8	13	14	15	16	19	15	22	17	19	20
	剣淵町	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	下川町	12	20	13	28	12	31	22	29	11	36	22	39	19	38	22	22
	美梁町	9	20	8	14	10	16	11	18	9	15	13	16	12	13	12	22
	香箧子府村	2	6	2	7	3	7	3	8	4	5	3	3	3	3	1	2
	中川町	3	11	5	12	2	12	4	10	4	2	2	4	7	7	7	6
	幌加内町	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	増毛町	60	61	65	57	69	49	56	50	60	57	71	59	82	75	87	91
	小平町	13	13	15	15	17	16	18	21	30	32	43	43	54	52	64	71
	古前町	8	11	14	14	10	13	11	13	10	6	8	9	15	19	25	27
	羽幌町	6	6	6	6	5	5	7	7	7	11	12	16	15	19	25	24
	初山別村	1	1	1	1	1	1	0	0	2	4	4	4	5	8	9	9
	遠別町	16	18	20	17	17	22	19	21	20	25	28	32	45	54	51	63
	天塩町	15	18	17	15	18	24	23	27	24	20	16	19	32	32	38	35
	猿払村	80	103	81	108	86	114	79	113	84	108	89	124	120	159	155	169
	浜頓別町	70	114	79	121	83	124	81	108	69	107	72	91	64	67	79	79
	中頓別町	3	4	7	5	2	1	1	1	2	2	2	2	4	4	3	4
	枝幸町	57	130	69	158	69	148	77	144	73	142	98	134	106	202	136	136
	豊盛町	21	15	18	14	14	14	19	20	24	27	29	31	36	40	39	40
	幌延町	25	24	24	20	24	26	23	22	20	25	22	24	22	25	28	26
	礼文町	20	22	22	24	21	25	22	23	21	25	24	32	24	42	24	25
	礼尻町	1	3	5	3	2	1	1	3	1	1	2	3	2	1	1	0
	利尻富士町	18	20	15	16	18	16	10	16	10	15	12	21	9	18	12	10
	美幌町	38	38	37	45	55	54	51	51	57	63	68	69	87	82	97	95
	津別町	15	15	14	15	11	11	13	13	9	13	10	9	9	13	13	13
	大空町	12	14	17	12	11	13	12	13	11	14	5	8	7	7	17	15
	斜里町	54	60	70	69	88	87	94	117	135	142	142	166	174	201	219	193
	清里町	3	3	4	4	4	3	3	4	4	4	4	4	4	5	4	4
	小清水町	14	21	32	35	27	24	20	16	21	22	26	29	29	27	22	19
	訓子府町	5	10	18	23	29	27	24	25	28	30	34	28	34	30	34	36



	2012.12	2013.6	2013.12	2014.6	2014.12	2015.6	2015.12	2016.6	2016.12	2017.6	2017.12	2018.6	2018.12	2019.6	2019.12	2020.6
根室																
別海町	199	197	211	212	212	211	216	230	247	260	269	258	309	333	396	419
中標津町	60	57	61	55	61	58	61	66	73	80	92	94	97	105	110	115
標津町	25	22	26	27	30	26	28	36	43	56	62	74	70	77	94	100
羅臼町	47	46	43	44	43	42	37	30	43	36	36	26	36	32	41	38
合計	22,027	22,783	22,629	23,144	23,534	24,488	25,692	26,756	28,889	29,750	32,408	32,943	36,899	37,906	42,485	39,970

## ◎ 道庁14総合振興局・振興局所管区域別

	2012.12	2013.6	2013.12	2014.6	2014.12	2015.6	2015.12	2016.6	2016.12	2017.6	2017.12	2018.6	2018.12	2019.6	2019.12	2020.6
市町村数	8	10,931	11,008	11,144	11,079	11,435	11,600	12,302	12,754	13,440	13,895	14,749	15,375	16,394	17,190	18,273
石狩	8	10,931	11,008	11,144	11,079	11,435	11,600	12,302	12,754	13,440	13,895	14,749	15,375	16,394	17,190	18,273
渡島	11	1,306	1,392	1,316	1,436	1,520	1,546	1,669	1,797	1,886	1,961	2,046	2,271	2,375	2,582	2,706
釧路	7	81	90	75	80	87	75	102	95	100	101	120	119	132	143	156
後志	20	1,491	1,401	1,704	1,516	1,629	2,443	1,825	3,204	2,259	3,541	2,544	4,207	2,888	5,087	3,370
空知	24	726	778	714	760	677	737	772	719	810	796	881	890	1,021	1,046	1,129
上川	23	1,208	1,408	1,251	1,434	1,398	1,662	1,868	1,850	2,159	2,355	2,509	2,728	2,948	3,148	2,729
留萌	8	221	223	227	199	228	210	247	257	283	315	285	382	373	447	473
宗谷	10	635	789	653	825	650	633	783	635	807	723	834	752	995	911	933
オホーツク	18	1,442	1,631	1,503	1,708	1,578	1,714	1,763	1,710	1,925	1,881	2,124	2,160	2,490	2,494	2,489
胆振	11	1,244	1,307	1,274	1,282	1,265	1,438	1,414	1,538	1,698	1,725	1,825	2,010	2,187	2,423	2,451
日高	7	424	534	429	527	416	536	581	552	639	624	798	810	1,005	1,039	1,084
十勝	19	1,002	976	1,088	1,038	1,141	1,187	1,295	1,407	1,494	1,680	1,681	2,001	2,034	2,301	2,261
釧路	8	714	673	644	662	725	753	891	990	1,048	1,213	1,188	1,372	1,414	1,629	1,580
根室	5	602	573	607	598	603	624	667	675	747	744	733	803	894	962	998
全道計	179	22,027	22,783	22,629	23,144	23,534	24,488	25,692	26,756	28,889	29,750	32,408	32,943	36,899	37,906	42,485

## ◎ 市町村層別

	2012.12	2013.6	2013.12	2014.6	2014.12	2015.6	2015.12	2016.6	2016.12	2017.6	2017.12	2018.6	2018.12	2019.6	2019.12	2020.6
市部	35	17,036	17,291	17,238	17,415	17,712	18,308	18,989	19,905	20,673	21,612	22,726	23,682	25,254	26,840	28,467
指定都市	1	9,562	9,600	9,734	9,709	10,024	10,076	10,655	10,980	11,600	11,902	12,629	13,053	14,425	15,265	14,613
中核市	2	1,489	1,502	1,502	1,499	1,531	1,648	1,689	1,685	1,782	1,917	1,947	2,144	2,290	2,464	2,424
市	32	5,985	6,189	6,002	6,207	6,157	6,584	6,645	7,240	7,291	7,922	8,180	9,289	10,125	10,738	10,880
町村部	144	4,991	5,492	5,391	5,729	5,822	6,180	6,703	8,196	8,138	9,682	9,261	11,645	11,066	14,018	12,073
町	129	4,745	5,222	5,135	5,495	5,518	5,827	6,259	6,444	7,619	7,672	8,522	10,493	10,124	12,619	11,121
村	15	246	270	256	294	304	353	444	577	466	920	739	1,152	942	1,399	952
全道計	179	22,027	22,783	22,629	23,144	23,534	24,488	25,692	26,756	28,889	29,750	32,408	32,943	36,899	37,906	42,485

※ 出入国在留管理庁ウェブサイトに掲載「在留外国人統計」(2012年12月～2020年6月)に基つき、2021年5月、正木作成。